

久喜市商工会感染対策事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 久喜市商工会感染対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「商工会」、「補助事業者」、「補助事業」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「商工会」とは、久喜市商工会をいう。
- (2) 「補助事業者」とは、久喜市内の飲食店事業者をいう。
- (3) 「補助事業」とは、久喜市感染対策事業をいう。

(補助金交付の目的)

第3条 新型コロナウイルス感染症対策に取り組む環境整備に要する経費の一部を補助することにより、地域の原動力となる久喜市内飲食事業者の安定した事業運営の創出と、経営力の向上を目的とする。

(交付の対象および補助率)

第4条 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、新型コロナウイルス感染症の対策による環境整備等の補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として商工会が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。
- 3 補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。
- 4 補助率はサーマルカメラ、空気清浄機及び二酸化炭素濃度測定器の導入については3分の2以内、アクリル板の導入に関しては2分の1以内とする。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、商工会長が第7条の規定に基づく交付決定を行った日から、令和4年2月28日までの間の事業完了日までとする。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を、商工会長に提出しなければならない。

- (1) 久喜市商工会感染対策事業補助金交付申請書(様式1-1)及び事業計画書(様式1-2)
- (2) 見積書等
 - ・ 見積書は、内訳等が記載され、補助申請額の算定根拠が分かるもの
 - ・ 購入する備品の名称、性能等が確認できる書類等（カタログ等）
- (3) 税務署の收受印が押された確定申告書の写し
 - ・ 法人：別表1
 - ・ 個人事業主：第一表※電子申告の場合はいずれかを満たすこと
 - ・ 「受信通知（メール詳細）」を併せて添付する
 - ・ 欄外に「受付番号・受付日時」が印字されている
- (4) 営業許可証の写し
- (5) その他商工会長が定める書類

(補助金の額)

第7条 補助金の交付の決定にあたってサーマルカメラ、空気清浄機及び二酸化炭素濃度測定器の導入については補助対象経費の3分の2以内、アクリル板の導入については2分の1以内で商工会長が定める額とする。補助上限額については、サーマルカメラ、空気清浄機及び二酸化炭素濃度測定器の導入については6万円、アクリル板の導入については3万円とする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、すみやかに、様式第2による「久喜市商工会感染対策事業補助金交付申請取下届出書」を商工会長に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了（第12条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、商工会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(内容または経費の配分の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ様式第3による「久喜市商工会感染対策事業補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を商工会長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りではない。

2 商工会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、または条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし適正な事業承継の手続きにより事業が承継された場合はこの限りではない。

(中止または廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止、廃止、期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第4による「久喜市商工会感染対策事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書」を商工会長に提出して、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（第12条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日、または毎年度3月10日のいずれか早い日までに、様式第5による「久喜市商工会感染対策事業補助金実績報告書」及び領収書等支払いに証する書類、設置済みの写真を商工会長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第5による「久喜市商工会感染対策事業補助金実績報告書」と併せて、様式第6による「久喜市商工会感染対策事業補助金に係る精算払請求書」を商工会長に提出しなければならない。

3 補助金の支払いは、令和4年3月15日とする。

(是正のための措置)

第15条 商工会長は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 商工会長は、第12条の補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合または次の各号の一に該当する場合には、第7条の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく商工会長の処分もしくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
- (6) 補助事業者が、別表2に定める「久喜市商工会感染対策事業補助金の交付を受ける者として不適当な者」に該当した場合。
- (7) 当該補助事業が第5条に定める実施期限の日までに終了しなかった場合。

2 商工会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(その他必要な事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、商工会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費の内容
<p>(1)サーマルカメラの購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭や受付窓口などの場所に設置し、来店客の検温を行い、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じるため導入する費用。 <p>(2)空気清浄機及び二酸化炭素濃度測定器の購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省作成の「換気の悪い密閉空間」を改善するための喚起の方法に記載された条件を満たす空気清浄機。 <p>※換気の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備は、外気取入れ量等を調整することで、必要換気量（一人当たり 毎時30m³）を確保すること。 ・空気清浄機は、HEPAフィルタによる「ろ過式」で、かつ、風量が毎分5m³程度以上のものを使用すること。 ・空気清浄機を併用する場合は、人の居場所から10m²(6畳)程度の範囲内に 空気清浄機を設置すること。 <p>(3)アクリル板の購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーブルに区切りを入れるなど、アクリル板を設置し、店内の感染防止に繋がるための購入費 <p>※申請できる補助対象経費は、上記(1)、(2)、(3)のいずれか一つのみの申請となります。</p>

別表2（第15条関係）

「久喜市商工会感染対策事業補助金の交付を受ける者として不適当な者」
<p>補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内および完了後において、下記のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 法人等（個人または法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>(2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。</p> <p>(3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。</p> <p>(4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>